

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
極東開発工業（株）	令和7年11月25日から令和8年3月24日まで（4か月）	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、極東開発工業（株）に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2（1）
サンリン（株）	令和8年1月16日から令和8年5月15日まで（4か月）	公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して、課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2（1）
渡辺商事（株）	令和8年1月16日から令和8年5月15日まで（4か月）	公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して、課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2（1）

(株) 本久	令和8年1月16日から令和8年5月15日まで(4か月)	公正取引委員会は、令和7年11月26日、独占禁止法第8条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員17社に対して、課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2(第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2(1)
ジェイアール東海コンサルタンツ(株)	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで(10か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2(第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2(2)
(株) トーニチコンサルタント	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで(10か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2(第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2(2)
大日コンサルタント(株)	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで(10か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2(第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2(2)

日本交通技術（株）	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで（10か月）	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条―第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2（2）
-----------	-------------------------------	--	--